

○文部科学省告示第九十五号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和六年七月十六日

文部科学大臣 盛山 正仁

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	パラッツォのポルティコとオベリスクのあるカプリツチヨ	ラグーナのある村の空想的ヴェドゥータ	騎馬像とオベリスクのある空想的ヴェドゥータ	アーチのある空想的ヴェドゥータ	モロ河岸、聖テオドルスの柱を右に西を望む	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
	同右	同右	同右	同右	令和六年七月一日	指定をした日
	同右	同右	同右	同右	令和七年一月一日から令和七年七月三十一日まで	指定の有効期間
	同右	同右	同右	同右	株式会社毎日新聞社 事業本部長 藤井剛 東京都千代田区一ツ橋一―一― 京都文化博物館 館長 山田啓二 京都市中京区三条高倉 山口県立美術館 館長 北村敏克 山口県山口市亀山町三一―	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	同右	同右	同右	同右	京都文化博物館 京都市中京区三条高倉 令和七年二月十五日から令和七年四月十三日 山口県立美術館 山口市亀山町三一― 令和七年四月二十四日から令和七年六月二十二日	並びに指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地